

**第7期横浜市子ども・子育て会議 第2回保育・教育部会  
第35期横浜市児童福祉審議会 第2回保育部会 合同部会**

日時：令和7年3月24日（月）18:00～

場所：市役所18階 みなと1・2・3会議室

**議事次第**

1 開会

2 議事

議事<公開案件>

**【子ども・子育て会議】**

- (1) 保育所及び認定こども園における3歳児以上の利用定員が2歳児の利用定員を下回る定員設定について

議事<非公開案件>

**【子ども・子育て会議】**

- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可及び建設費等補助金交付先法人の審査について

**【児童福祉審議会】**

- (4) 保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
- (5) 居宅訪問型保育事業の認可について
- (6) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について
- (7) 乳児等通園支援事業の認可について

3 その他

4 閉会

[配付資料]

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 保育所及び認定こども園における3歳児以上の利用定員が2歳児の利用定員を下回る定員設定について

資料 1

第7期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会  
第35期横浜市児童福祉審議会 保育部会  
委員名簿

【敬称略 50音順】

<第7期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会>

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	一般社団法人ラシク045	稻田 遼太	臨時委員
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	横浜市PTA連絡協議会 副会長	倉根 美帆	
7	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斎田 裕史	臨時委員
8	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 教授	○山瀬 範子	臨時委員

<第35期横浜市児童福祉審議会 保育部会>

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	一般社団法人ラシク045	稻田 遼太	
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	横浜市PTA連絡協議会 副会長	倉根 美帆	
7	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斎田 裕史	
8	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 教授	○山瀬 範子	

◎：部会長 ○：職務代理者

**横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会  
児童福祉審議会 保育部会事務局名簿**

**こども青少年局**

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	片山 久也
	保育対策等担当部長	渡辺 将
課長	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課 担当課長	齋藤 淳一
	保育対策課長	安藤 敦久
	保育対策課 担当課長	須山 次郎
	こども施設整備課長	野澤 裕美
係長	保育・教育支援課 事業調整係長	五十嵐 友美
	保育対策課 担当係長	加藤 翔
	保育対策課 担当係長	吉村 歌菜子
	こども施設整備課 担当係長	後藤 崇
	こども施設整備課 整備等担当係長	青木 俊春
	こども施設整備課 整備等担当係長	吉池 美奈
	こども施設整備課 整備等担当係長	渡部 鮎子
	地域子育て支援課 担当係長	東 明徳

## 保育所及び認定こども園における3歳児以上の利用定員が 2歳児の利用定員を下回る定員設定について

### 1 要旨

保育所及び認定こども園の利用定員は、1つ下の年齢の利用定員以上の数を設定するのが原則<sup>※1</sup>ですが、地域の特性等によっては、2歳児と3歳児以上の利用定員が同数であっても、恒常的に3歳児以上の定員割れが生じ、公定価格上の適切な定員設定が出来ないケースがあります。

そこで、令和7年度から一定の条件のもと、3歳児以上の利用定員が2歳児の利用定員を下回る定員設定を認めることとします。

なお、現在は「年度限定保育事業」を実施する場合に限り、3歳児以上の利用定員が2歳児の利用定員を下回る定員設定を認めています。

※1

横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（抜粋）

第2条 保育所の認可定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1歳児から5歳児までの各年齢の定員は、1つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

2 保育所の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合には、この限りではない。

3 保育所の認可定員及び利用定員を減少するときは、原則として過去2年間における保育所の利用状況を考慮して定員を定めるものとする。

（横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱 第2条も同様）

### 2 3歳児以上の利用定員が2歳児の利用定員を下回る定員設定をする際の条件

#### （1）次のア～ウのすべてを満たすこと

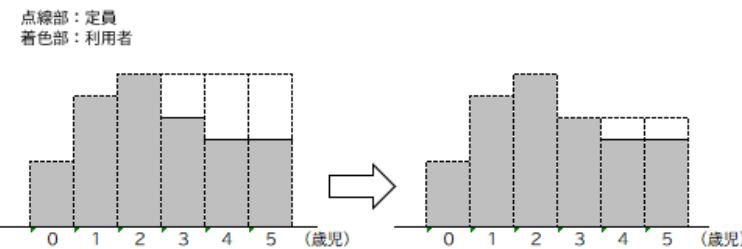
ア 2歳児以上の各年齢の利用定員が同数（寸胴型）※2、かつ直近2年連続で3～5歳の利用定員に一定数以上の空き※3があること

イ 申請時点で、開所後4年以上経過していること

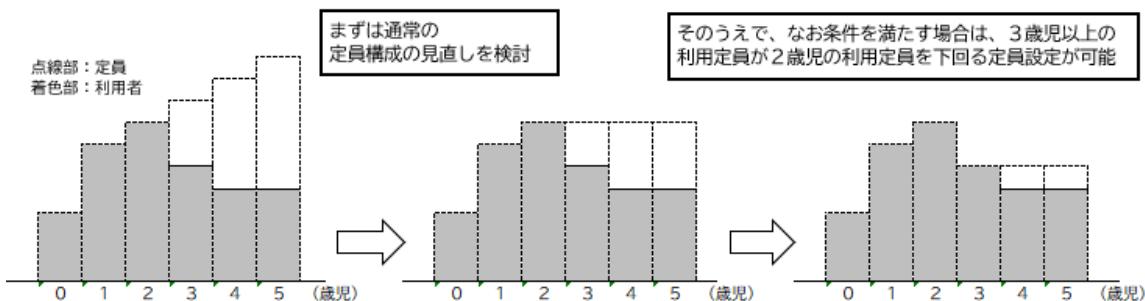
ウ 保育士不足等、園都合による入所枠の制限を行っていないこと

※2 2歳児以上の利用定員が同数（寸胴型）でない場合も、仮に同数（寸胴型）に設定にした際に、直近2年連続で、（1）アに該当する場合は対象とする

【2歳児以上の利用定員が同数（寸胴型）の場合】



【2歳児以上の利用定員が同数（寸胴型）でない場合】



※3 利用定員の変更により公定価格の区分に変化が生じる程度の数を想定

(2) 3歳児以上の利用定員が2歳児の利用定員を下回る定員設定後、次のア～イの条件を遵守すること

- ア 利用定員を超える持ち上がり（地域型保育事業の連携枠の受入れを含む）が生じた場合は、必ず定員外で受け入れられる体制を維持すること
- イ 定員外受入により、公定価格の定員区分以上の入所数となった場合（意図せず公定価格の単価上有利になる場合）は、実態にあわせた利用定員に変更すること

### 3 実施スケジュール（予定）

令和7年 5～6月頃 保育所、認定こども園へ周知  
7～8月頃 相談・申請受付

※受付期間は定めますが、手続きは基本的に通常の利用定員変更と同じです。必要書類受理後は、速やかに審査・手続きを行います。